

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に応じて いただいた飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金等について (9月1日以降の時間短縮分)

緊急事態宣言の延長を踏まえ、飲食店への営業時間短縮等の要請期間を9月12日まで延長することとしたことに伴い、9月1日から9月12日までの全期間、要請に御協力いただいた飲食店に対し、協力金を支給します。協力金の申請手続きの詳細については後日お知らせします。

なお、7月12日から8月31日までの期間の協力金については、下記「4」のとおり9月1日から申請受付を開始します。

I 飲食店に対する感染拡大防止対策協力金

1 支給対象

令和3年9月1日から9月12日までの全期間、継続して要請に御協力いただいた県内全域の飲食店（食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること）

2 主な支給要件及び支給額

(1) 主な支給要件

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店は休業すること。ただし、酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）を取りやめる場合は、20時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- ・上記以外の飲食店は、20時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- ・以下の感染防止対策を徹底すること。
 - 換気の徹底
 - アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
 - 手指消毒の徹底
 - 食事中以外のマスク着用の推奨

(2) 支給額

以下の区分に応じて算定した日額×12日分

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（☆1）	
10万円以下の店舗	4万円
10万円超～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.4
25万円超の店舗	10万円
1店舗あたり48万円から120万円	

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（☆2）×0.4 (上限20万円)	
1店舗あたり最大240万円	

☆1 「1日あたりの売上高」の計算方法

令和元年又は令和2年9月の飲食部門の売上高の合計額÷30日

☆2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

(令和元年又は令和2年9月の売上高の合計額 - 令和3年9月の売上高の合計額) ÷ 30日

※ 要請期間中に協力要請が解除になった場合は、協力日数に応じた額を支給します。

※ 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。

3 予算について

補正予算額 179億円

※ 財源は全額国庫支出金

※ 知事専決による予算措置を行います。

4 千葉県感染拡大防止対策協力金（第11弾）（7月12日から8月31日）の申請受付開始について

7月12日から8月31日までの期間の協力金については、下記のとおり9月1日から申請受付を開始します。早期給付（一部先渡し）を受けている方も必ず申請が必要です。なお、その場合は差額の支給となります。

(1) 申請受付

【方 法】 オンラインまたは郵送

【期 間】 令和3年9月1日（水）から令和3年10月15日（金）まで

(2) オンライン申請について

・オンライン申請の場合、今回からマイページ登録が必須となります。

マイページは8月23日正午から登録可能です。

・マイページを事前に登録することにより、9月1日からスムーズにオンライン申請をすることが可能です。

・マイページ登録やオンライン申請は下記のアドレスにアクセス後、第11弾ページへのリンクを選択してください。

【専用ポータルサイト】 <https://chiba-kyouryokukin.com/>

(3) 郵送申請について

・郵送の場合10月15日までの消印有効です。

・申請手続等を定めた「申請要領・様式」は、8月27日午後から市区町村役場、商工会及び商工会議所等で入手いただけます。

5 本協力金についての問い合わせ先

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】 0570-003894

【受付時間】 9時から18時まで（土・日・祝含む）

II 飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業

1 概要

感染防止対策の遵守徹底を図るため、県内全域の飲食店等に対して実施している現地調査について、緊急事態宣言の延長に伴い、継続して実施するとともに、対策や要請内容の遵守が不十分な店舗に対して、繰り返し調査を実施します。

[調査期間] 令和3年9月1日～令和3年9月12日

[調査項目例]

- ・ 座席の間隔の確保又はアクリル板等の設置
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・ 換気の徹底
- ・ 酒類の提供自粛
- ・ 時短営業の遵守 など

2 予算

補正予算額 4億円

- ※ 財源は全額国庫支出金
- ※ 知事専決による予算措置を行います。

3 現地調査事業についての問い合わせ先

コールセンター

【電話番号】 047-703-7127 (習志野市、松戸市、浦安市、市川市、船橋市、成田市、柏市、鎌ヶ谷市、八千代市、印西市、白井市、我孫子市、野田市、流山市)

043-239-6236 (上記以外の市町村)

【受付時間】 11時から20時まで (土・日・祝含む)